

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「租税特別措置（中小企業等の貸倒引当金の特例）の適用状況及び検証状況について」

平成30年11月

会計検査院

租税特別措置（以下「特別措置」という。）は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

特別措置に関しては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）等により、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置について政策評価が義務付けられている。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）が平成22年4月に施行され、適用法人数、適用額の総額等を把握する適用実態調査、適用実態調査により明らかとなった結果の国会への報告等がなされることとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）によれば、現在、我が国では、厳しい財政状況の下、歳出改革の加速・拡大を図るとともに、31年10月に予定されている消費税率の引上げを実施し、安定的な財源を確保することが課題であるとされている。そして、持続的な経済成長を維持・促進するとともに経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めること、特別措置については、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行うこととされており、税制に対する国民の関心は高いものとなっている。このような状況の中、法人税に係る特別措置のうち、中小企業等の貸倒引当金の特例については、昭和60年度以降（金融保険業については56年度以降）、法定繰入率の見直しが行われていなかったり、41年度に2年間の時限措置として貸倒引当金の繰入限度額を割増しする措置が創設されて以降、累次にわたる延長が行われていたりしている。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、法人税に係る特別措置の一つである中小企業等の貸倒引当金の特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成30年11月
会計検査院

目次

1	検査の背景	2
	(1) 租税特別措置の趣旨	2
	(2) 特別措置を取り巻く状況	2
	(3) 貸倒引当金に係る特例の概要	3
	ア 企業会計における貸倒引当金	3
	イ 法人税法における貸倒引当金	4
	ウ 繰入限度額の算出	4
	エ 法定繰入率により繰入限度額を算出する措置	5
	オ 割増特例	6
	(4) 貸倒引当金に係る特例の主な沿革	7
	ア 法定繰入率により繰入限度額を算出する措置	7
	イ 割増特例	8
	(5) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額	10
	(6) 繰入率特例及び割増特例の適用実績等	10
	ア 業種別の適用実績	11
	イ 業種別における資本金階級別の適用実績	12
	ウ 業種別における所得階級別の適用実績	12
	(7) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証	13
	ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証	13
	イ 税制改正要望の際の検証	13
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	14
	(1) 検査の観点及び着眼点	14
	(2) 検査の対象及び方法	14
3	検査の状況	16
	(1) 繰入率特例の適用状況等	16
	ア 法定繰入率と貸倒損失発生率との乖離の状況等	16
	イ 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況	19
	(2) 割増特例の適用状況	22

ア	協同組織金融機関における自己資本比率等の状況	22
イ	e-Taxデータを基に分析した割増適用法人における割増適用減税額等の 状況	25
(3)	貸倒引当金の特例の検証状況	31
ア	関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証状況	31
イ	税制改正要望の際の検証状況	32
4	所見	32
(1)	検査の状況の概要	32
ア	繰入率特例の適用状況等	33
イ	割増特例の適用状況	34
ウ	貸倒引当金の特例の検証状況	34
(2)	所見	34
別表		37

本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。このため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覽

[貸倒実績率が1000分の0.1となっており、法定繰入率とかい離しているなどの事態]	
<事例1>	19
[仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される事態]	
<事例2>	21
[割増適用金融機関において、自己資本比率及び利益剰余金の額の状況からみて、財務基盤が充実していると思料される事態]	
<事例3>	31

租税特別措置（中小企業等の貸倒引当金の特例）の適用状況及び検証状況について

検査対象	金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金（款）歳入組入資金受入 （項）各税受入金	
租税特別措置（中小企業等の貸倒引当金の特例）の概要	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、法定繰入率を用いることができるとしたり、中小企業等のうち公益法人等及び協同組合等について、繰入限度額を更に割増ししたりする特別措置	
繰入率特例を適用している法人数及び当該法人における貸倒引当金繰入額の損金算入額	延べ1,780,541法人	1兆2902億円（平成23年度～27年度）
繰入率特例について農林水産省の資料を基に法人税の減収額を推計した法人数及びその減収見込額（会計検査院推計）	537法人	133億円（平成27年度）
試算した仮受消費税相当額に基づき法人税の減収額を推計した法人数及びその減収見込額（会計検査院推計）	1,494法人	2億4668万円（平成27年度）
割増特例に係る適用法人数及び適用総額	8,846法人	4577億円（平成27年度）
割増特例に係る法人税の減収見込額（財務省試算）		72億円（平成27年度）

割増特例についてe-Taxデータを基に法人税の減税額を推計した割増適用金融機関の法人数及びその減税額（会計検査院推計）

277法人 18億1472万円（平成27年度）

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置（以下「特別措置」という。）は、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）等で定められた税負担に対して、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）に基づいて特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置には、産業政策等の特定の政策目的のために税負担の軽減等を図るもの（以下「政策税制」という。）に係るもののほか、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものがある。

(2) 特別措置を取り巻く状況

平成26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」によれば、法人税改革の具体的な改革事項として、成長志向の法人税改革を行うに当たり、課税ベースを拡大し、法人税率の引下げ等を行うこととされている。この中で、「政策税制については経済社会環境の変化に応じて必要性和効果を検証し、真に必要なものに限定する必要がある」などとされている。そして、その見直しに当たって、期限の定めのある政策税制は、原則として、期限到来時に廃止するなどといった基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行い、その際には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づき実施される特別措置の適用の実態の調査（以下「適用実態調査」という。）の結果等を踏まえることとされている。

租特透明化法は、特別措置に関して、適用実態調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として制定され、22年4月から施行された。財務大臣は、毎会計年度、適用実態調査を実施した特別措置について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（以下「適用実態報告書」という。）を作成し、内閣が国会に提出することとなっている。

適用実態調査の対象となる特別措置は、法人税等の内国税の負担を軽減することなどにより、特定の政策目的を実現させるために措置法に規定されている措置又は特例である税額控除、特別償却等となっていて、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定や手続の特例を定める規定等に係るものは対象となっていない。

(注1)

適用実態調査には、適用額明細書を利用する調査とそれ以外の調査とがあり、適用額明細書を利用する適用実態調査については、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置が対象となっていて（以下、適用額明細書を利用する調査の対象となる特別措置を「調査対象特別措置」という。）、財務大臣が、調査対象特別措置ごとに、適用法人数又は適用総額について、4月1日から翌年3月31日までの間に終了する事業年度又は連結事業年度（以下、4月1日から翌年3月31日までの間に終了する事業年度又は連結事業年度を、「終了事業年度」という。）の法人税確定申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより、実態を調査することとなっている。また、上記のほか、財務大臣は、特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、税務署長に提出される調書等を利用すること並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとなっている。

(注1) 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける調査対象特別措置の内容、適用額その他の事項を記載した一覧表

(3) 貸倒引当金に係る特例の概要

ア 企業会計における貸倒引当金

企業会計は株主を始めとする各種利害関係者に対して財政状態等を明らかにすることを目的としている。企業会計原則等に基づき財務諸表を作成する法人は、期末

の売掛金、貸付金その他の金銭債権について、その将来における貸倒額を見積もって、これを貸倒引当金勘定に繰り入れ、その繰り入れた金額をその期の収益と対応させるため、費用として損益計算書に計上するとともに、貸借対照表上は、当該金銭債権から控除する形式で貸倒引当金として記載することとなっている。このことから、貸倒引当金は、期末金銭債権に対する貸倒見積高を意味するものとされている。

イ 法人税法における貸倒引当金

法人税法は、課税の公平原則の下で安定した税収を確保することを目的としている。法人税法第22条の規定によれば、所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがある場合を除き、販売費、一般管理費等については債務の確定した費用とされている。このため、債務の確定していない企業会計上の引当金等は損金の額に算入しないこととされている。ただし、貸倒引当金については、別段の定めである法人税法第52条の規定により、貸倒れ等による損失が見込まれるもの^(注2)のその損失の見込額として、中小企業、公益法人等、協同組合等（信用金庫等、信用組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等の法人税法別表第3に掲げる法人）^(注3)、銀行等が、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められている（以下、上記の所得の金額の計算上、貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、損金の額に算入できる上限となる金額を「繰入限度額」という。）。

このように、貸倒引当金は、前記のとおり、企業会計において株主を始めとする各種利害関係者に対して財政状態等を明らかにすることを目的として計上されている一方で、繰入限度額は、法人税法において課税の公平原則の下で安定した税収を確保することを目的として設定されている。

(注2) 中小企業 株式会社等の普通法人のうち、資本金（出資金を含む。）の額が1億円以下であるもの。ただし、事業年度終了の時ににおいて資本金の額が5億円以上である法人等との間に当該法人等による完全支配関係がある法人を除く。

(注3) 法人税法別表第3に掲げる法人 後述の「3 検査の状況」において法人税法別表第3に掲げる法人を業態別に分析する際は、原則として、根拠法単位で集計している。

ウ 繰入限度額の算出

繰入限度額は、法人の有している金銭債権を、貸倒れ等の事由による損失が見込まれる一定の要件を満たすことにより個別に評価する金銭債権（以下「個別評価金銭債権」という。）と、それ以外の一括評価金銭債権とに区分して、それぞれの金銭債権について計算することとなっている。そして、個別評価金銭債権に係る繰入限度額は、債務者が更生計画認可の決定に基づいて金銭債権の弁済を猶予されるなどした場合の当該債権に係る回収不能見込額等を合計した額とすることとなっている。

一括評価金銭債権には、売掛金、受取手形等（以下、これらを合わせて「売掛債権」という。）と、貸付金その他これらに準ずる金銭債権とがある。そして、一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、期末の一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（以下「期末一括評価債権額」という。）を基に、次の算式により計算することとなっている。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額＝期末一括評価債権額×^(注4)貸倒実績率

(注4) 貸倒実績率 次の算式により算出した割合であり、小数点第4位未満を切り上げることとなっている。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\text{前3年内事業年度における貸倒損失等の平均額}}{\text{前3年内事業年度における期末一括評価債権額の平均額}}$$

エ 法定繰入率により繰入限度額を算出する措置

措置法第57条の9第1項の規定により、中小企業、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等（以下、これらを合わせて「中小企業等」という。）については、一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、次の算式のとおり、貸倒実績率に代えて、法定繰入率により計算することも認められている。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額
＝（期末一括評価債権額－実質的に債権とみられないものの額）×法定繰入率

上記の「実質的に債権とみられないものの額」は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第33条の7の規定によれば、債務者から受け入れた金額があるため、その全部又は一部が実質的に債権とみられない金銭債権の額とされている（図表1参照）。

図表1 「実質的に債権とみられないものの額」の主な例

金銭債権の額	左記のうち実質的に債権とみられないものの額 （「金銭債権の額」の方が債務者から受け入れた金額よりも少ない場合は「金銭債権の額」）
売掛金又は受取手形の金額	同一人に対する買掛金又は支払手形の金額 同一人に対する買掛金の支払のために他から取得した受取手形を裏書譲渡したときの当該裏書譲渡した手形の金額 同一人から受け入れた営業保証金の額
完成工事未収金の額	同一人から受け入れた未成工事に対する受入金の額

(注) 租税特別措置法（法人税関係）通達（昭和50年直法2-2）57の9-1を基に作成した。

そして、法定繰入率については、昭和60年度以降（金融及び保険業（以下「金融保険業」という。）については56年度以降）、図表2のとおり、事業区分ごとに100分の3から1000分の13までの範囲で定められている。

図表2 事業区分ごとの法定繰入率

事業区分	法定繰入率
卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）	10/1000
製造業（電気業、ガス業等を含む。）	8/1000
金融保険業	3/1000
割賦販売小売業等	13/1000
その他の事業	6/1000

オ 割増特例

公益法人等及び協同組合等の一括評価金銭債権に係る繰入限度額については、措置法第57条の9第3項の規定によれば、次の算式のとおり、貸倒実績率により計算した場合の繰入限度額又は法定繰入率により計算した場合の繰入限度額のいずれかの^(注5)110%相当額とすることとされている（以下、これにより繰入限度額を割増しする措置を「割増特例」という。また、割増特例により割増しされた率を「割増率」といい、割増特例を適用した繰入限度額を「割増限度額」という。）。

一括評価金銭債権に係る割増限度額

$$= (\text{貸倒実績率又は法定繰入率による繰入限度額}) \times (1 + \text{割増率})$$

(注5) 110%相当額 昭和55年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度においては116%相当額、24年4月1日から29年3月31日までの間に開始する事業年度においては112%相当額であり、110%相当額は29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

そして、一括評価金銭債権に係る繰入限度額の算出方法等を法人の種類別に整理すると、図表3のとおりとなっている（平成30年4月現在）。

図表3 一括評価金銭債権に係る繰入限度額の算出方法

法人の種類	貸倒実績率により繰入限度額を算出する措置	法定繰入率により繰入限度額を算出する措置	割増特例
大企業（銀行等を除く。）	×	×	×
銀行等	○	×	×
中小企業	○	○	×
公益法人等、協同組合等	○	○	○

(注) 大企業とは、株式会社等の普通法人のうち、資本金の額が1億円を超える法人等をいう。

なお、大企業（銀行等を除く。）については、個別評価金銭債権についても、貸倒引当金繰入額の損金算入が認められていない。

(4) 貸倒引当金に係る特例の主な沿革

ア 法定繰入率により繰入限度額を算出する措置

法定繰入率により繰入限度額を算出する措置は、図表4のとおり、昭和25年度税制改正により事務の簡素化等を目的として創設されて以降、^(注6)法人税法等で規定されていた。法定繰入率は、概算で繰入率を定めているという趣旨に鑑みて、常に貸倒実績率を $\dot{\text{し}}\dot{\text{ん}}\dot{\text{し}}\dot{\text{ゃ}}\dot{\text{く}}\dot{\text{し}}\dot{\text{つ}}\dot{\text{つ}}$ 、合理的に測定された適正なものとする必要があるとして、制度創設以降、随時、貸倒れの実績率との $\dot{\text{か}}\dot{\text{い}}\dot{\text{離}}$ がある場合には引下げ等が行われてきた。また、昭和39年度税制改正において全額洗替方式が採用され、貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入された額は翌期全額益金に戻し入れることとなった。さらに、昭和54年度税制改正において貸倒実績率による繰入限度額の計算が導入され、従前は法定繰入率のみが定められていたところ、貸倒実績率と法定繰入率のいずれかにより繰入限度額を計算できることとなった。

(注6) 法人税法 法人税法は昭和40年に全部改正されており、法定繰入率により繰入限度額を算出する措置が創設された昭和25年度税制改正当時は改正前の法人税法（昭和22年法律第28号）である。

その後、政府税制調査会の法人課税小委員会報告（平成8年11月）において、法定繰入率は実務上簡便である反面、貸倒実績率と法定繰入率のいずれか高い率により貸倒引当金の繰入れができることから、法人によっては、適正な見込額を超え、過大な引当金の繰入れが行われているおそれがあるといった問題が指摘された。このことから、貸倒引当金については、不確実な損失の見積りを極力排除し恒常的に発生する損失を見込むためのものとするために、平成10年度税制改正において、法定繰入率により繰入限度額を算出する措置は法人税法等の規定から削除されることと

なった。ただし、中小企業等については、事務負担を軽減するという政策的な配慮が必要なこと、及び中小企業の場合には個々の法人単位で見ると貸倒損失が特定の事業年度に発生するなど、大企業に比べて事業規模が小さい分だけ貸倒れが平均的には発生しないとみられることから、措置法において、引き続き適用が認められることとなった。

イ 割増特例

割増特例は、図表4のとおり、昭和41年度税制改正により、当時の中小企業の倒産状況から貸倒れの発生率が特に大きいと考えられた中小企業の実情に即して、中小企業等における債権回収の不安を少なくして、併せてその企業の財務基盤を強化することを目的に、2年間の時限措置として創設されたものであるが、その後も1年から3年ごとに計26回延長されている。平成12年度税制改正により、前記法人課税小委員会報告の趣旨を踏まえて、割増特例の適用対象法人から中小企業が除外され、公益法人等及び協同組合等（以下、公益法人等と協同組合等とを合わせて「割増特例対象法人」という。）に限定された。

図表4 貸倒引当金に係る特例の主な沿革

改正年度等	法定繰入率により繰入限度額を算出する措置	割増特例
昭和25年度	創設（準備金繰入率は一律3/1000（銀行等は6/1000））【旧法】	
27年度	事業区分ごとに法定繰入率を設定【旧法】 卸売及び小売業 10/1000 製造業 7/1000 金融保険業 7/1000 その他の事業 5/1000	
39年度	割賦販売小売業の法定繰入率を追加【旧法】 卸売及び小売業 20/1000 製造業 15/1000 金融保険業 15/1000 割賦販売小売業 25/1000 その他の事業 12/1000	
41年度		創設（割増率20%）【措】中小企業、公益法人等及び協同組合等を対象
47年度	金融保険業の法定繰入率引下げ【法】 15/1000→12/1000	
49年度	金融保険業の法定繰入率引下げ【法】 12/1000→10/1000	
50年度	金融保険業の法定繰入率引下げ【法】 10/1000→8/1000	
52年度	金融保険業の法定繰入率引下げ【法】 8/1000→5/1000	
54年度	法定繰入率引下げ【法】 卸売及び小売業 16/1000 製造業 12/1000 割賦販売小売業等 20/1000 その他の事業 10/1000	
55年度		割増率引下げ 20%→16%【措】
56年度	金融保険業の法定繰入率引下げ【法】 5/1000→3/1000	
60年度	法定繰入率引下げ【法】 卸売及び小売業 10/1000 製造業 8/1000 割賦販売小売業等 13/1000 その他の事業 6/1000	
平成10年度	廃止【法】 中小企業等については措置法において法定繰入率により繰入限度額を算出する措置を存置【措】	
12年度		中小企業を除外【措】
22年度	法定繰入率の適用対象法人から大法人による完全支配関係がある普通法人を除外【措】	
23年6月	法定繰入率の適用対象法人から100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている普通法人を除外【措】	
23年12月		割増率引下げ 16%→12%【措】
29年度		割増率引下げ 12%→10%【措】

(注) 【旧法】は昭和40年全部改正前の法人税法、【法】は法人税法、【措】は措置法に係る改正等を表している。

(5) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額

売掛債権の貸借対照表価額は、企業会計上、取得価額とされており、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税資産の譲渡等に該当する場合は、当該売掛債権は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含めた価額となっている（以下、課税資産の譲渡等に該当する売掛債権を「課税売掛債権」という。）。また、措置法第57条の9第1項の規定に基づく法定繰入率により繰入限度額を算出する措置（以下「繰入率特例」という。）において期末一括評価債権額から控除される「実質的に債権とみられないものの額」の中には、課税売掛債権に係る消費税等に相当する額（以下「仮受消費税相当額」という。）は含まれていない。したがって、繰入率特例における繰入限度額は、仮受消費税相当額を含む期末一括評価債権額に基づき算出されることとなる。

一方、消費税法第39条等の規定によれば、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税に相当する額は課税標準額に対する消費税額から控除することとされていることなどから、課税売掛債権に係る仮受消費税相当額は損失とはならないこととなっている。

(6) 繰入率特例及び割増特例の適用実績等

前記のとおり、調査対象特別措置は、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置となっているが、繰入率特例については、財務省の説明によれば、各法人にとって法定繰入率が必ずしも貸倒実績率に比べて有利となるわけではなく税負担の軽減又は繰延べを行う措置ではないとされている。このため、繰入率特例は、調査対象特別措置として定められておらず、これまで適用実態調査は行われていない。

割増特例については、適用実態報告書によると、図表5のとおり、24終了事業年度から28終了事業年度までの適用件数は9,000件程度、適用法人数は9,000法人程度、適用総額（割増限度額の総額を集計したもの）は4500億円程度で推移している。そして、27終了事業年度についてみると、適用法人数は8,846法人、適用総額は4577億余円となっている。

図表5 割増特例における5か年度の適用件数、適用法人数及び適用総額

(単位：件、法人、億円)

年度	平成24終了事業年度	25終了事業年度	26終了事業年度	27終了事業年度	28終了事業年度
適用件数	8,994	8,745	8,808	8,857	9,064
うち単体法人に係る適用件数	8,986	8,736	8,800	8,848	9,055
適用法人数	8,981	8,721	8,800	8,846	9,056
うち単体法人に係る適用法人数	8,973	8,712	8,792	8,837	9,047
適用総額	4340	4440	4636	4577	4644
うち単体法人に係る適用総額	4312	4414	4622	4543	4611

(注) 「適用件数」「適用法人数」及び「適用総額」は、単体法人及び連結法人に係るものである。

また、財務省は割増特例による適用総額を基に法人税の減収額を試算していて、図表6のとおり、24終了事業年度から28終了事業年度までの各終了事業年度における法人税の減収額は、61億円から73億円までの範囲で推移しており、27終了事業年度についてみると72億円と見込まれている。

図表6 財務省が試算した割増特例に係る法人税の減収額

(単位：億円)

年度	平成24終了事業年度	25終了事業年度	26終了事業年度	27終了事業年度	28終了事業年度
法人税の減収額	66	61	61	72	73

(注) 財務省は割増特例による適用総額を基に法人税の減収額を試算しており、貸倒引当金の取崩しによる益金算入額は考慮していない。

そして、29年2月に国会に提出された適用実態報告書（以下「27年度適用実態報告書」という。）により、割増特例の業種別の適用実績等（単体法人に限る。）をみると、次のとおりである。

ア 業種別の適用実績

業種別の適用実績は、図表7のとおり、金融保険業の全体に占める割合が、適用件数では22.2%であるが、適用額では95.1%となっており、金融保険業の1件当たりの平均適用額は2億1989万余円となっている。

図表7 業種別の適用件数、適用額、適用割合及び1件当たりの平均適用額
(単位：件、万円、%)

業種	適用件数	適用額			1件当たりの平均適用額
		適用割合	適用額	適用割合	
農林水産業	746	8.4	6億5004	0.1	87
建設業	216	2.4	10億1002	0.2	467
製造業	487	5.5	12億1505	0.2	249
卸売業	1,169	13.2	47億4370	1.0	405
小売業	712	8.0	31億3057	0.6	439
金融保険業	1,966	22.2	4323億1168	95.1	2億1989
サービス業	1,731	19.5	25億3723	0.5	146
その他	1,821	20.5	87億4919	1.9	480
計	8,848	100.0	4543億4751	100.0	5135

イ 業種別における資本金階級別の適用実績

業種別における資本金（出資金を含む。以下同じ。）階級別の適用実績についてみると、図表8のとおり、金融保険業において資本金の額が5億円を超える法人の適用額が4112億6990万余円となっており、全体の適用額の90.5%を占めている。

図表8 業種別における資本金階級別の適用件数、適用額及び適用割合
(単位：件、万円、%)

区分	資本金階級												計		
	1億円以下			1億円超5億円以下			5億円超100億円以下			100億円超			適用件数	適用額	適用割合
	適用件数	適用額	適用割合	適用件数	適用額	適用割合	適用件数	適用額	適用割合	適用件数	適用額	適用割合			
農林水産業	555	2億4690	0.0	175	2億3378	0.0	16	1億6935	0.0	0	—	0.0	746	6億5004	0.1
建設業	209	10億0027	0.2	7	974	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0	216	10億1002	0.2
製造業	446	8億7129	0.1	32	1億7350	0.0	9	1億7025	0.0	0	—	0.0	487	12億1505	0.2
卸売業	1,053	20億5262	0.4	93	6億3038	0.1	21	16億2862	0.3	2	4億3205	0.0	1,169	47億4370	1.0
小売業	502	5億4968	0.1	121	1億7000	0.0	76	10億7263	0.2	13	13億3824	0.2	712	31億3057	0.6
金融保険業	617	45億6606	1.0	373	164億7571	3.6	890	2493億8436	54.8	86	1618億8553	35.6	1,966	4323億1168	95.1
	金融保険業のうち、資本金の額が5億円を超える法人												976	4112億6990	90.5
サービス業	1,583	17億7832	0.3	85	1億0606	0.0	63	6億5283	0.1	0	—	0.0	1,731	25億3723	0.5
その他	1,628	18億7715	0.4	145	3億6132	0.0	46	25億0807	0.5	2	40億0262	0.8	1,821	87億4919	1.9
計	6,593	129億4235	2.8	1,031	181億6054	3.9	1,121	2555億8615	56.2	103	1676億5846	36.9	8,848	4543億4751	100.0

ウ 業種別における所得階級別の適用実績

業種別における所得階級別の適用実績についてみると、図表9のとおり、金融保険業において所得金額が10億円を超える法人の適用額が2356億9483万余円となっており、全体の適用額の51.8%を占めている。

図表9 業種別における所得階級別の適用件数、適用額及び適用割合

(単位：件、万円、%)

区分	所得階級													
	0円又は欠損			1円以上1億円以下			1億円超10億円以下			10億円超			計	
	適用 件数	適用額	適用 割合	適用 件数	適用額	適用 割合	適用 件数	適用額	適用 割合	適用 件数	適用額	適用 割合	適用 件数	適用額
農林水産業	292	1億9270	0.0	436	3億3959	0.0	18	1億1773	0.0	0	—	0.0	746	6億5004
建設業	50	8億9691	0.1	162	9489	0.0	4	1821	0.0	0	—	0.0	216	10億1002
製造業	195	3億3253	0.0	261	2億8080	0.0	28	3億9041	0.0	3	2億1130	0.0	487	12億1505
卸売業	379	12億0737	0.2	761	15億4505	0.3	26	4億8908	0.1	3	15億0218	0.3	1,169	47億4370
小売業	280	7億9157	0.1	384	6億4404	0.1	40	8億7563	0.1	8	8億1930	0.1	712	31億3057
金融保険業	589	810億3553	17.8	699	220億8446	4.8	518	934億9684	20.5	160	2356億9483	51.8	1,966	4323億1168
サービス業	599	6億6298	0.1	1,036	8億1891	0.1	90	9億6679	0.2	6	8853	0.0	1,731	25億3723
その他	577	14億7275	0.3	1,174	11億2885	0.2	64	12億7327	0.2	6	48億7430	1.0	1,821	87億4919
計	2,961	865億9238	19.0	4,913	269億3665	5.9	788	976億2799	21.4	186	2431億9047	53.5	8,848	4543億4751

(7) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関（以下「関係省庁」という。）は、税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置の期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づいて政策の事前評価及び事後評価を行うことが義務付けられている。また、政策評価法によれば、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に把握することなどとされており、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）によれば、特別措置等による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。

イ 税制改正要望の際の検証

関係省庁は、財務省に提出する「税制改正要望書」（以下「要望書」という。）において、特別措置による減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、特別措置には、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特別措置であることが要請されていることを踏まえて、関係省庁は、要望書にこのような要請を満たしているか否かを記載することとなっている。そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望

書等を参考にして、特別措置の効果等の検証を行っている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

繰入率特例は、貸倒実績率と法定繰入率とのいずれか高い率による引当金の繰入れを容認するものであることから、前記のとおり、法人課税小委員会報告において、法人によっては、適正な見込額を超え、過大な引当金の繰入れが行われているおそれがあると指摘されている。法定繰入率は、概算で繰入率を定めているという趣旨からすれば、常に貸倒実績率を $\dot{\text{しんしゃく}}$ しつつ、合理的に測定された適正なものにすることが必要であるとして、制度創設以降、随時、貸倒れの実績率との $\dot{\text{かい離}}$ がある場合には引下げ等が行われてきたが、図表4のとおり、昭和60年度以降（金融保険業については56年度以降）、法定繰入率の見直しは行われていない。一方、平成元年4月に消費税が導入され、逐次税率が引き上げられる中で、期末一括評価債権額に含まれる損失とならない仮受消費税相当額が拡大していると思料される。

また、割増特例は、昭和41年度に2年間の時限措置として制度が創設されて以降、累次にわたる延長とともに、適用対象法人及び割増率の見直しを経て現在に至っている。そして、前記のとおり、27年度適用実態報告書において、業種別の適用実績（単体法人に限る。）をみると、図表7のとおり、金融保険業の全体に占める割合が、適用額では95.1%となっている。

そこで、会計検査院は、有効性等の観点から、①繰入率特例における繰入限度額は、貸倒実績率等を $\dot{\text{しんしゃく}}$ しつつ、合理的に測定された適正なものとなっているか、②期末一括評価債権額の算出は合理的なものとなっているか、③割増特例は、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているか、④関係省庁及び財務省における中小企業等の貸倒引当金の特例（以下「貸倒引当金の特例」という。）の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、次の①及び②の法人に係る繰入率特例の適用状況を国税庁及び農林水産省から提出を受けた資料により検査するとともに、③の法人に係る期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況並びに④及び⑤の法人に係る割増特例の適用状況を法人税確定申告書等により検査した（別表参照）。

- ① 平成23終了事業年度から27終了事業年度までにおいて、国税庁が実施した「会社
(注7)
標本調査」の対象となった延べ7,196,895法人のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損
失等を損金の額に算入等した全法人延べ2,048,944法人
- ② 会計実地検査等で農林水産省から提出を受けた資料において、27終了事業年度に
繰入率特例を適用している農業協同組合等701法人
(注8)
- ③ 56税務署において、27年4月1日から28年3月31日までの間に開始する事業年度
(以下「27開始事業年度」という。)に繰入率特例を適用している法人のうち100万
(注9)
円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業1,618法人
- ④ 27終了事業年度における信用金庫等全266法人、信用組合等全154法人及び労働金
庫等全14法人並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等全718法人、漁業協同
組合等全111法人及び農林中央金庫、計1,264法人
- ⑤ 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）等に基づき、会計検査院に国税収
(注10)
納金整理資金徴収額計算書の証拠書類として提出されたe-Taxデータによる法人税
確定申告書（以下「e-Taxデータ」という。）において、27終了事業年度に貸倒引当
金繰入額を損金の額に算入している割増特例対象法人1,494法人
- そして、関係省庁である金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交
通省（以下「5省庁」という。）において、政策評価に係る関係資料や要望書における
貸倒引当金の特例の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。ま
た、財務省において、貸倒引当金の特例の検証状況を確認するなどの方法により会計
実地検査を行った。

(注7) 「会社標本調査」の対象 会社標本調査の対象には、公益法人等及び
協同組合等は含まれていない。

(注8) 56税務署 札幌西、函館、帯広、釜石、仙台南、大河原、山形、郡山、
宇都宮、前橋、所沢、春日部、越谷、松本、千葉西、松戸、麴町、
神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、本郷、江東西、
大森、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、横浜中、神奈川、
川崎南、横須賀、小田原、福井、昭和、熱田、豊橋、一宮、北、東、
南、堺、豊能、富田林、葛城、出雲、徳島、松山、西福岡、大分各
税務署

(注9) 損金の額に算入している中小企業 繰入率特例を適用している中小企
業を各税務署当たり貸倒引当金繰入額が高額なものから最大で30法
人を抽出して、当該法人に係る法人税確定申告書等の提出を受けた。

(注10) e-Taxデータ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出され
た法人税確定申告書のうち、計算証明規則等に基づき会計検査院に
証拠書類として提出されたもので税務署の規模に応じて資本金の額
や税額が一定額以上の法人税申告データ

3 検査の状況

(1) 繰入率特例の適用状況等

ア 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

(ア) 会社標本調査の対象となった内国普通法人におけるかい離の状況等

23終了事業年度から27終了事業年度までにおいて会社標本調査の対象となった内国普通法人延べ7,196,895法人のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等した全法人延べ2,048,944法人において、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人は延べ1,808,149法人（期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額計6兆8570億余円）となっていた。このうち、繰入率特例を適用している法人は延べ1,780,541法人（期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額計1兆2902億余円）であり、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人全体に占める割合は98.4%となっていた。また、貸倒損失を計上している法人は、図表10のとおり、延べ201,533法人となっており、会社標本調査の対象となった法人全体に占める割合は2.8%となっていた。

(注11) 延べ2,048,944法人 「2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(2) 検査の対象及び方法」に示した①の法人を指している。

図表10 貸倒損失発生法人割合等

(単位：法人、%)

年度	平成23終了 事業年度	24終了 事業年度	25終了 事業年度	26終了 事業年度	27終了 事業年度	計
会社標本調査の対象となった法人数(A)	1,277,796	1,361,178	1,441,492	1,534,264	1,582,165	7,196,895
貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等した法人数	325,300	377,077	416,969	454,245	475,353	2,048,944
期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人数(B)	280,919	331,459	368,997	403,075	423,699	1,808,149
繰入率特例を適用している法人数(C)	274,590	325,266	362,994	397,119	420,572	1,780,541
貸倒損失を計上している法人数(D)	41,765	41,139	40,216	40,495	37,918	201,533
(B)のうち繰入率特例を適用している法人の割合(C)/(B)	97.7	98.1	98.3	98.5	99.2	98.4
貸倒損失発生法人割合(D)/(A)	3.2	3.0	2.7	2.6	2.3	2.8

そして、上記の延べ2,048,944法人及び延べ201,533法人を事業区分ごとに分析したところ、図表11のとおり、金融保険業が他の事業区分と比べて、1法人当たりの期末一括評価債権額及び貸倒損失の額が大きくなっていた。

図表11 事業区分ごとの期末一括評価債権額等

(単位：法人、万円)

事業区分	貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等している法人数(A)	(A)のうち貸倒損失を計上している法人数(B)	期末一括評価債権額(C)	貸倒損失の額(D)	1法人当たりの期末一括評価債権額(C)/(A)	1法人当たりの貸倒損失の額(D)/(B)
卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）	526,831	63,222	135兆9944億0541	2873億2341	2億5813	454
製造業（電気業、ガス業等を含む。）	393,836	33,272	250兆4501億2406	5512億2778	6億3592	1656
金融保険業	18,456	1,372	1819兆9075億7218	1822億6164	986億0790	1億3284
割賦販売小売業等	467	44	2兆7178億3566	3億4865	58億1977	792
その他の事業	1,109,354	103,623	195兆1134億6095	5198億6594	1億7588	501
計	2,048,944	201,533	2404兆1833億9826	1兆5410億2742	11億7337	764

法人税法第52条の規定のとおり、貸倒引当金は損失の見込額という性格を有していることから、法定繰入率については、貸倒実績率や、その近似値として算出（注12）する貸倒損失発生率等を踏まえたものでなくてはならないと思料される。

そこで、会社標本調査の対象となった内国普通法人を対象として、事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、図表12のとおり、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っており、金融保険業においては、法定繰入率が貸倒損失発生率の30倍高い状況となっていた。なお、前記のとおり、貸倒実績率により繰入限度額を算出する場合には、期末一括評価債権額に貸倒実績率を乗ずることとなっているのに対して、繰入率特例において繰入限度額を算出する場合には、期末一括評価債権額から実質的に債権とみられないものの額を控除して法定繰入率を乗ずることとなっている。そして、後述の図表15のとおり、1,559法人に係る「期末一括評価債権額のうち、売掛債権の額」に占める「実質的に債権とみられないものの額」の割合は5.6%と僅かであることから、実質的に債権とみられないものの額を控除することによる繰入限度額の算出への影響は小さいと思料される。

(注12) 貸倒損失発生率 平成23終了事業年度から27終了事業年度までの各終了事業年度について、事業区分ごとにそれぞれの年度に計上した貸倒損失額等が、それぞれの年度の期末一括評価債権額に占める割合を算出し、算出した割合の5か年度分の合計を5で除することで算出している。

図表12 事業区分ごとの法定繰入率及び貸倒損失発生率

事業区分	法定繰入率	貸倒損失発生率
卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）	10/1000	2.2/1000
製造業（電気業、ガス業等を含む。）	8/1000	2.2/1000
金融保険業	3/1000	0.1/1000
割賦販売小売業等	13/1000	0.2/1000
その他の事業	6/1000	3.0/1000

前記のとおり、中小企業等に対して繰入率特例の適用が認められた理由の一つとして、中小企業の場合には個々の法人単位でみると貸倒損失が特定の事業年度に発生するなど、大企業に比べて事業規模が小さい分だけ貸倒れが平均的には発生しないとみられることが挙げられているが、会社標本調査の対象となった法人全体についてみると、貸倒損失発生法人割合は2.8%であることから、ほとんどの法人が貸倒損失を計上していなかった。こうしたことから、ほとんどの法人が、貸倒損失を計上していないにもかかわらず、繰入率特例により貸倒実績率を上回る法定繰入率を適用していると思料される。

(イ) 農業協同組合等、信用金庫等及び信用組合等における法人税の減収額等

5省庁において、法定繰入率と貸倒実績率の乖離の状況等を把握しているか確認したところ、金融庁及び農林水産省は、それぞれの所管している法人である信用金庫等、信用組合等及び農業協同組合等からアンケートを徴するなどして、乖離の状況等を把握していた。一方、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、それぞれの所管している消費生活協同組合等、中小企業等協同組合等における乖離の状況等を把握していなかった。

乖離の状況等を把握していた農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料において繰入率特例を適用している農業協同組合等701法人のうち、図表11において1法人当たりの期末一括評価債権額が大きかった金融保険業に該当する法人は691法人となっていた。そして、当該691法人のうち、貸倒実績率が資料に記載されていないなどの法人を除く537法人の27終了事業年度における貸倒実績率をみると、図表13のとおり、272法人において0であったり、130法人において1000分の0.1であったりしており、多数の法人において金融保険業に係る法定繰入率1000分の3を大幅に下回っていた。

図表13 農業協同組合等537法人が算出した貸倒実績率

(単位：法人)

貸倒実績率	0	0.1/1000	0.1/1000超 1/1000以下	1/1000超 3/1000未満	3/1000	3/1000超	計
農業協同組合等537法人	272	130	83	47	3	2	537
1000分の0.1以下の法人	402						

(注) 繰入率特例を適用している農業協同組合等701法人のうち、農林水産省から提出を受けた資料において貸倒実績率が記載されていなかったり、平成27終了事業年度に当期純損失となっていて所得金額が生ずる可能性が低いと認められたりした法人等を除いている。

そこで、上記の537法人について、27終了事業年度における貸倒引当金繰入額の

損金算入額及び貸倒実績率により算出した繰入限度額を基に、繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計133億余円となった。

貸倒実績率が1000分の0.1以下となっており、法定繰入率とかい離しているなどの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 貸倒実績率が1000分の0.1となっており、法定繰入率とかい離しているなどの事態

A組合は、平成27年4月から28年3月までの事業年度分の法人税の申告に当たり、金融保険業の法定繰入率である1000分の3を用いて繰入率特例を適用していた。

一方、農林水産省の資料によれば、A組合における当該事業年度分の貸倒実績率は1000分の0.1となっており、上記の法定繰入率は貸倒実績率と30倍かい離していた。

そこで、繰入率特例を適用した場合の貸倒引当金繰入額の損金算入額及び貸倒実績率を適用した場合の繰入限度額を算出すると、それぞれ1億1540万余円及び388万余円となり、その差額1億1151万余円を基に法人税の減収額を推計すると2118万余円となった。

さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料等によれば、金融庁は法定繰入率と貸倒実績率とのかい離の状況を把握した上で、繰入率特例による信用金庫及び信用組合に係る法人税等の減収額は約285億円（うち法人税の減収額は約199億円）と推計していた。そして、金融庁によれば、その内訳は、27終了事業年度に繰入率特例を適用している信用金庫173法人に係る減収額が計約278億円（うち法人税の減収額は計約191億円）、28終了事業年度に繰入率特例を適用している信用組合133法人に係る法人税の減収額が計約7億円となっていた。

また、貸倒実績率の算出に係る事務負担についてみたところ、貸倒実績率は、期末一括評価債権額等が記載されている法人税確定申告書、損益計算書上の雑損失等の内訳が記載されている勘定科目内訳明細書等の書類を前3か年分用いれば算出でき、この勘定科目内訳明細書は、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第35条の規定により、法人税確定申告書に添付する決算書類として作成が義務付けられていることから、貸倒実績率を算出するための新たな事務負担はほとんどないと思料される。

このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

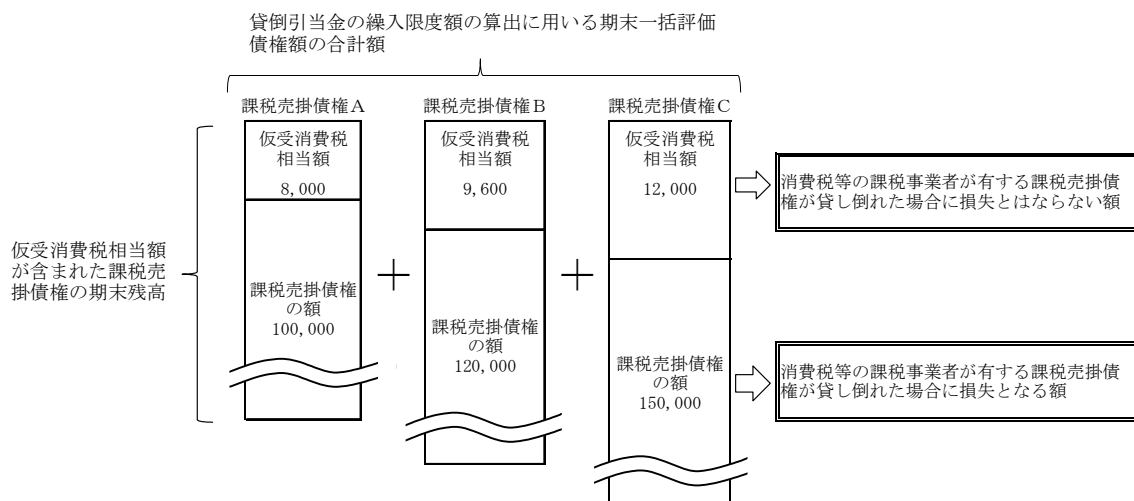
イ 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

前記のとおり、繰入率特例における貸倒引当金の繰入限度額は、仮受消費税相当

額を含む期末一括評価債権額に基づき算出される。一方、消費税法第39条等の規定により、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税等に相当する額は損失とはならないこととなっている。

法人税法第52条の規定のとおり、貸倒引当金は損失の見込額という性格を有するものとなっている。そして、繰入率特例においては、「期末一括評価債権額」から、貸倒れの際に損失とならない「実質的に債権とみられないものの額」を控除した上で、法定繰入率により計算することとなっている。しかし、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額は、損失とはならないのに、期末一括評価債権額に含めて繰入率特例における繰入限度額を算出しており、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される（図表14参照）。

図表14 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額の概念図



27終了事業年度分を対象とした会社標本調査の基礎データによると、繰入率特例を適用している中小企業420,572法人における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額の総額は2748億余円であった。このうち、100万円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業47,063法人（繰入率特例を適用している法人全体に占める割合11.1%）の損金算入額が計2049億余円（同74.5%）と大半を占めていた。

そこで、56税務署において27開始事業年度に繰入率特例を適用し、100万円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業1,618法人を抽出し、このうち免税事業者14法人、簡易課税を適用している8法人及び売掛債権の期末残高がない37法人を除く1,559法人に係る法人税及び消費税等の確定申告書により、仮受消費税

相当額を試算したところ、図表15のとおり、計1221億3387万余円となっていた。

図表15 期末一括評価債権額のうち、売掛債権の額に基づき試算した仮受消費税相当額等の状況

(単位：万円、%)

区分	期末一括評価債権のうち、売掛債権の額(A)	(A)のうち、実質的に債権とみられないものの額(B)	(A)に占める(B)の割合(B)/(A)	(A)のうち、実質的に債権とみられないものの額を除いた額(C)=(A)-(B)	(C)のうち、課税売掛債権の額(D)	(D)のうち、仮受消費税相当額
1,559法人	1兆8772億9657	1056億2959	5.6	1兆7716億6698	1兆6488億0724	1221億3387
うち所得がある1,494法人	1兆8261億2930	1033億8309	5.6	1兆7227億4620	1兆6022億1322	1186億8246

注(1) 売掛債権の額については、売掛金、受取手形、完成工事未収金等の金額を集計した。

注(2) 課税売掛債権の額については、資産の譲渡等の対価の額に占める課税売上に係る割合等を考慮して算出した額を集計した。なお、簡易課税を適用している法人については、課税売上に係る割合等を算出できないため、除いている。

注(3) 仮受消費税相当額については、課税売掛債権の額に108分の8を乗じて算出した額を集計した。

試算した仮受消費税相当額に法定繰入率を乗ずるなどして貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額を集計したところ、図表16のとおり、計10億6884万余円となっていた。また、上記1,559法人のうち、所得がある1,494法人に係る貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額は、計10億4100万余円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計2億4668万余円となっていた。

図表16 試算した仮受消費税相当額に基づき推計した法人税の減収額の状況

(単位：万円)

区分	試算した仮受消費税相当額	仮受消費税相当額に法定繰入率等乗じた額	減収額(推計)
1,559法人	1221億3387	10億6884	
うち所得がある1,494法人	1186億8246	10億4100	2億4668

このように、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される事態

B会社は、平成27年4月から28年3月までの事業年度分の法人税の申告に当たり、期末一括評価債権額が67億1460万余円、実質的に債権とみられないものの額が1509万余円、法定繰入率が卸売業のため1000分の10であるとして、繰入限度額を6699万余円と算出し、その額を損金に算入していた。そして、B会社の消費税等確定申告書等により、期末一括評価債権額のうち、仮受消費税相当額を会計検査院が試算したところ、その額は4億6469万余円となり、これに法定繰入率を乗ずるなどして推計した法人税の減収額は111万余円となった。

ア及びイのとおり、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅な乖離があること、

期末一括評価債権額に損失とならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(2) 割増特例の適用状況

ア 協同組織金融機関における自己資本比率等の状況

前記のとおり、割増特例の目的は、割増特例対象法人について、貸倒引当金の繰入限度額を引き上げることにより財務基盤を強化することなどとされており、財務基盤を強化するためには、内部留保を充実させることが必要であるといわれている。

前記のとおり、27年度適用実態報告書において、業種別の割増特例の適用実績（単体法人に限る。）をみると、金融保険業の全体に占める割合が、適用件数では22.2%であるが、適用額では95.1%となっていた。また、租特ガイドラインによれば、特別措置等による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。そこで、割増特例対象法人のうち、協同組合等であって金融保険業を営む法人である信用金庫等、信用組合等及び労働金庫等並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等、漁業協同組合等及び農林中央金庫（以下、これらを合わせて「協同組織金融機関」という。）計1,264法人について、割増特例により財務基盤の強化が図られているかをみるために、公表資料等を基に、割増特例の適用状況、自己資本比率、利益剰余金の額等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(注13) 1,264法人 「2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(2) 検査の対象及び方法」に示した④の法人を指している。

ア) 割増特例の適用状況

協同組織金融機関1,264法人について、27終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、図表17のとおり、割増特例を適用している協同組織金融機関（以下「割増適用金融機関」という。）が1,084法人、割増特例を適用していない協同組織金融機関が180法人となっていた。前記のとおり、協同組織金融機関は、その将来における貸倒額を見積もって、貸倒引当金繰入額として計上し、繰入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入することが認められている。上記の180法人は、この計上額が、貸倒実績率による繰入限度額又は法定繰入率による繰入限度額以下のため、割増特例を適用していない協同組織金融機関である。

図表17 協同組織金融機関における割増特例の適用状況

(単位：法人)

業態	割増適用金融機関	割増特例を適用していない協同組織金融機関	計
信用金庫等	169	97	266
信用組合等	114	40	154
労働金庫等	0	14	14
農業協同組合等	706	12	718
漁業協同組合等	95	16	111
農林中央金庫	0	1	1
計	1,084	180	1,264

(イ) 自己資本比率

協同組織金融機関が預貯金取扱金融機関としての財務の健全性を判断するための基準として、金融庁等は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)等を定めており、当該基準として自己資本比率が規定されている。そして、当該基準には国内基準と国際統一基準が定められており、国内にのみ営業拠点を置く際には国内基準により、自己資本比率4%以上が必要とされている。また、国外にも営業拠点を置く際には国際統一基準により、自己資本比率8%以上が必要とされている。そして、農林中央金庫以外の協同組織金融機関は、国内にのみ営業拠点を置く預貯金取扱金融機関である。

(注14) 自己資本比率 預貯金取扱金融機関の財務諸表で算出される出資金、利益剰余金、貸倒引当金等の額を分子として、保有する資産について、資産の種類ごとに定められたリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額であるリスク・アセットの額を分母として算出される。

そこで、財務基盤の状況をみるために、割増適用金融機関1,084法人について、27終了事業年度における自己資本比率をみたところ、図表18のとおり、公表資料等による27終了事業年度における全国の銀行116法人の自己資本比率の平均値(以下「銀行平均値」という。)である10.7%以上となっている割増適用金融機関が966法人(割増適用金融機関1,084法人に占める割合89.1%)見受けられた。

図表18 割増適用金融機関の自己資本比率

(単位：法人)

業態	自己資本比率				
	4%以上 8%未満	8%以上 10%未満	10%以上 18%未満	18%以上	計
信用金庫等	7	30	89	43	169
信用組合	20	26	35	33	114
農業協同組合等	1	7	348	350	706
漁業協同組合等	0	0	20	75	95
計	28	63	492	501	1,084
銀行平均値10.7%以上の法人				966	

(ウ) 利益剰余金の額

利益剰余金の額は、自己資本の重要な要素となっている。そこで、割増適用金融機関1,084法人について、27終了事業年度における利益剰余金の額をみたところ、図表19のとおり、「法人企業統計調査結果（平成27年度）」（財務省）における「金融業、保険業」の平均利益剰余金の額（以下「平均利益剰余金」という。）である8億8649万円以上となっている法人が901法人（割増適用金融機関1,084法人に占める割合83.1%）、利益剰余金の額が10億円以上となっている法人も875法人見受けられた。

図表19 割増適用金融機関の利益剰余金の額

(単位：法人)

業態	利益剰余金の額				
	0円以下	1円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	計
信用金庫等	0	0	0	169	169
信用組合	3	3	19	89	114
農業協同組合等	1	3	109	593	706
漁業協同組合等	7	9	55	24	95
計	11	15	183	875	1,084
平均利益剰余金8億8649万円以上の法人				901	

(エ) 当期純利益の額

当期純利益の額のうち、出資配当等として協同組合の組合員等に分配された額以外は内部留保することとなる。そこで、割増適用金融機関1,084法人について、27終了事業年度における当期純利益の額をみたところ、図表20のとおり、「法人企業統計調査結果（平成27年度）」（財務省）における「金融業、保険業」の平均当期純利益の額である1億4157万円以上となっている法人が639法人（割増適用

金融機関1,084法人に占める割合58.9%)見受けられた。

図表20 割増適用金融機関の当期純利益の額

(単位：法人)

業態	当期純利益の額						計
	0円又は 当期純損失	1円以上 800万円以下	800万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 15億円以下	15億円超	
信用金庫等	1	0	8	95	24	41	169
信用組合	10	2	33	58	5	6	114
農業協同組合等	15	7	192	430	19	43	706
漁業協同組合等	9	6	52	27	1	0	95
計	35	15	285	610	49	90	1,084
平均当期純利益の額1億4157万円以上の法人						639	

(オ) 自己資本比率及び利益剰余金の額

割増適用金融機関1,084法人について、27終了事業年度における自己資本比率及び利益剰余金の額を合わせてみたところ、図表21のとおり、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上かつ利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっている法人数及び割合は、それぞれ808法人及び74.5%となっていた。

図表21 割増適用金融機関の自己資本比率及び利益剰余金の額

(単位：法人、%)

区分	利益剰余金の額										
	0円以下		1円以上 1億円未満		1億円以上 10億円未満		10億円以上		計		
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	
自己 資本 比率	4%以上8%未満	3	0.2	0	0.0	6	0.5	19	1.7	28	2.5
	8%以上10%未満	0	0.0	5	0.4	5	0.4	53	4.8	63	5.8
	10%以上18%未満	3	0.2	3	0.2	74	6.8	412	38.0	492	45.3
	18%以上	5	0.4	7	0.6	98	9.0	391	36.0	501	46.2
	計	11	1.0	15	1.3	183	16.8	875	80.7	1,084	100.0
銀行平均値10.7%以上かつ平均利益剰余金8億8649万円以上の法人						808法人	74.5%				

イ e-Taxデータを基に分析した割増適用法人における割増適用減税額等の状況

(ア) 割増適用法人における割増適用減税額等の状況

割増特例の適用による法人税の減税額（以下「割増適用減税額」という。）等の状況をみるために、e-Taxデータから27終了事業年度に貸倒引当金繰入額を損金(注15)の額に算入している割増特例対象法人を抽出したところ、1,494法人がこれに該当した。この1,494法人について、27終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、図表22のとおり、割増特例を適用している法人（以下「割増適用法人」という。）が1,285法人、割増特例を適用していない法人が209法人となって

いた。

(注15) 1,494法人 「2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(2) 検査の対象及び方法」に示した⑤の法人を指している。

図表22 割増特例対象法人における割増特例の適用状況

(単位：法人)

業態	割増適用法人	割増特例を適用していない法人	計
信用金庫	73	25	98
信用組合	37	11	48
労働金庫	0	4	4
農業協同組合等	195	15	210
漁業協同組合等	202	31	233
森林組合等	181	20	201
消費生活協同組合等	193	26	219
中小企業等協同組合	380	74	454
その他の協同組合等	22	2	24
公益法人等	2	1	3
計	1,285	209	1,494

注(1) 割増特例対象法人であっても、e-Taxデータに含まれていない法人は、集計に含めていない。

注(2) 農業協同組合等及び漁業協同組合等には、預貯金取扱金融機関ではない法人も含めている。

そこで、割増適用法人1,285法人について、27終了事業年度における割増適用減税額の総額をみたところ、図表23のとおり、計18億5746万余円となっていた。そして、割増適用減税額が1000万円以上の業態別法人数及び当該法人に係る割増適用減税額の総額をみると、信用金庫が32法人計10億7037万余円、信用組合が6法人計1億5913万余円、農業協同組合等が5法人計1億0155万余円、合計43法人（割増適用法人1,285法人に占める割合3.3%）13億3106万余円（同71.6%）となっていた。

図表23 割増適用法人における割増適用減税額

(単位：法人、万円)

業態	割増適用減税額							計 (B)
	0円	1円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円 以上 (A)	1000万円以上 5000万円未満	5000万円 以上	
信用金庫	7	0	1	33	32	25	7	73
	—	—	88	1億6474	10億7037	5億6733	5億0304	12億3600
信用組合	9	0	11	11	6	5	1	37
	—	—	562	4282	1億5913	1億0758	5154	2億0758
農業協同組合等	19	39	55	77	5	5	0	195
	—	122	2847	2億4246	1億0155	1億0155	—	3億7372
漁業協同組合等	42	138	22	0	0	0	0	202
	—	232	586	—	—	—	—	819
森林組合等	44	135	2	0	0	0	0	181
	—	225	59	—	—	—	—	284
消費生活協同組合等	47	121	23	2	0	0	0	193
	—	274	644	781	—	—	—	1701
中小企業等協同組合	45	315	18	2	0	0	0	380
	—	471	419	284	—	—	—	1174
その他の協同組合等	2	20	0	0	0	0	0	22
	—	22	—	—	—	—	—	22
公益法人等	0	1	1	0	0	0	0	2
	—	0	12	—	—	—	—	12
計	215	769	133	125	43	35	8	1,285
	—	1349	5220	4億6069	13億3106	7億7647	5億5458	18億5746
(B)に占める(A)の法人数の割合								3.3%
(B)に占める(A)の割増適用減税額の割合								71.6%

(注) それぞれの区分において、上段は法人数、下段は割増適用減税額の総額を表している。

財務省が29年1月の政府税制調査会に提出した資料によれば、資本金の額が1億円を超える大企業の利益計上法人の10年間の平均所得金額は15億円とされている。

そして、法人税関係の中小企業向けの各特別措置については、会計検査院が22年10月に会計検査院法第36条の規定に基づき財務大臣及び経済産業大臣に対して表示した意見（平成21年度決算検査報告「租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの」参照）やその後の政府税制調査会等の議論を受けて、平成29年度税制改正において、財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえて、31年4月1日以後に開始する事業年度から、前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

これらを踏まえて、割増適用法人1,285法人のうち、e-Taxデータにより、25終了事業年度、26終了事業年度及び27終了事業年度の3か年度における所得金額が把握できる928法人の3か年度平均所得金額をみたところ、図表24のとおり、平均所得金額が15億円を超える法人が20法人見受けられた。そして、この20法人に係る27終了事業年度における割増適用減税額は計7億4339万余円（割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の40.0%）となっていた。

図表24 割増適用法人における平均所得金額

(単位：法人、%)

業態	平均所得金額												計
	0円又は欠損		1円以上 800万円以下		800万円超 1億円以下		1億円超 10億円以下		10億円超 15億円以下		15億円超		
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	
信用金庫	16	5.6	0	0.0	6	2.0	20	16.6	5	55.5	11	55.0	58
信用組合	15	5.3	0	0.0	3	1.0	6	5.0	0	0.0	2	10.0	26
農業協同組合等	24	8.4	9	4.3	32	11.0	59	49.1	3	33.3	7	35.0	134
漁業協同組合等	64	22.6	29	14.0	37	12.7	5	4.1	0	0.0	0	0.0	135
森林組合等	50	17.6	25	12.1	51	17.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	126
消費生活協同組合等	68	24.0	27	13.1	50	17.2	12	10.0	1	11.1	0	0.0	158
中小企業等協同組合	44	15.5	112	54.3	102	35.1	15	12.5	0	0.0	0	0.0	273
その他の協同組合等	2	0.7	4	1.9	9	3.1	3	2.5	0	0.0	0	0.0	18
計	283	100.0	206	100.0	290	100.0	120	100.0	9	100.0	20	100.0	928

(イ) 割増適用金融機関における割増適用減税額等の状況

前記27終了事業年度のe-Taxデータから抽出した割増特例対象法人1,494法人のうち、協同組織金融機関は325法人であった。これら協同組織金融機関325法人について、27終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、図表25のとおり、割増適用金融機関が277法人、割増特例を適用していない協同組織金融機関が48法人となっていた。

図表25 協同組織金融機関における割増特例の適用状況

(単位：法人)

業態	割増適用金融機関	割増特例を適用していない協同組織金融機関	計
信用金庫	73	25	98
信用組合	37	11	48
労働金庫	0	4	4
農業協同組合等	135	4	139
漁業協同組合等	32	4	36
計	277	48	325

(注) 協同組織金融機関であっても、e-Taxデータに含まれていない法人は集計に含めていない。

割増適用金融機関277法人について、27終了事業年度における割増適用減税額の総額をみたところ、図表26のとおり、計18億1472万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の97.6%を占めていた。

図表26 割増適用金融機関における割増適用減税額

(単位：法人、万円)

業態	割増適用減税額							計
	0円	1円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円 以上	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上	
信用金庫	7	0	1	33	32	25	7	73
	—	—	88	1億6474	10億7037	5億6733	5億0304	12億3600
信用組合	9	0	11	11	6	5	1	37
	—	—	562	4282	1億5913	1億0758	5154	2億0758
農業協同組合等	3	9	42	76	5	5	0	135
	—	40	2449	2億4080	1億0155	1億0155	—	3億6726
漁業協同組合等	6	13	13	0	0	0	0	32
	—	66	320	—	—	—	—	387
計	25	22	67	120	43	35	8	277
	—	107	3420	4億4837	13億3106	7億7647	5億5458	18億1472

(注) それぞれの区分において、上段は法人数、下段は割増適用減税額の総額を表している。

そこで、割増適用金融機関277法人について、27終了事業年度における各法人の公表資料、e-Taxデータ等を基に、自己資本比率、利益剰余金の額等と割増適用減税額との関係をみたところ、次のとおりとなっていた。

a 自己資本比率と割増適用減税額

割増適用金融機関277法人の自己資本比率をみたところ、図表27のとおり、銀行平均値である10.7%以上となっている法人が229法人見受けられた。この229法人に係る割増特例適用後の貸倒引当金に係る損金算入額は計598億余円（うち割増分計64億余円）、割増適用減税額は計11億4669万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の61.7%を占めていた。

図表27 割増適用金融機関の自己資本比率

(単位：法人)

業態	自己資本比率				計
	4%以上 8%未満	8%以上 10%未満	10%以上 18%未満	18%以上	
信用金庫	2	15	40	16	73
信用組合	5	14	13	5	37
農業協同組合等	0	0	68	67	135
漁業協同組合等	0	0	8	24	32
計	7	29	129	112	277
銀行平均値10.7%以上の法人				229	

b 利益剰余金の額と割増適用減税額

割増適用金融機関277法人の利益剰余金の額についてみたところ、図表28のとおり、平均利益剰余金である8億8649万円以上となっている法人が219法人見受けられた。この219法人に係る割増特例適用後の貸倒引当金に係る損金算入額は

計962億余円（うち割増分計100億余円）、割増適用減税額は計17億8151万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の95.9%を占めていた。

図表28 割増適用金融機関の利益剰余金の額

(単位：法人)

業態	利益剰余金の額				計
	0円以下	1円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
信用金庫	0	0	0	73	73
信用組合	1	4	7	25	37
農業協同組合等	0	1	21	113	135
漁業協同組合等	1	3	25	3	32
計	2	8	53	214	277
平均利益剰余金8億8649万円以上の法人				219	

c 出資金及び利益剰余金の額の合計額と割増適用減税額

自己資本の主なものは、出資金及び利益剰余金の額である。そこで、割増適用金融機関277法人の出資金及び利益剰余金の額の合計額についてみたところ、図表29のとおり、100億円以上となっている法人が99法人見受けられた。この99法人に係る割増特例適用後の貸倒引当金に係る損金算入額は計850億余円（うち割増分計88億余円）、割増適用減税額は計15億7194万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の84.6%を占めていた。

図表29 割増適用金融機関の出資金及び利益剰余金の額の合計額

(単位：法人)

業態	出資金及び利益剰余金の額の合計額						計
	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	
信用金庫	0	9	17	36	8	3	73
信用組合	2	19	5	9	2	0	37
農業協同組合等	8	47	39	35	5	1	135
漁業協同組合等	15	16	1	0	0	0	32
計	25	91	62	80	15	4	277
出資金及び利益剰余金の額の合計額が 100億円以上の法人						99	

このように、割増適用金融機関の多くは、自己資本比率、利益剰余金の額等の状況からみて、財務基盤が充実しているものと思料される。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 割増適用金融機関において、自己資本比率及び利益剰余金の額の状況からみて、財務基盤が充実していると思料される事態

割増適用金融機関C法人は、平成27年4月から28年3月までの事業年度分の法人税の申告に当たり、割増限度額と貸倒引当金繰入額のうち少ない額である14億4971万余円（うち割増分1億5532万余円）を損金の額に算入していた。そして、C法人の割増適用減税額を推計すると、2951万余円となった。

C法人は、自己資本比率が約14%となっており、銀行平均値である10.7%を超えていた。また、利益剰余金の額が400億円以上となっており、平均利益剰余金である8億8649万円を大幅に上回っていた。

ア及びイのとおり、e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増適用減税額は計18億1472万余円となっていたが、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっていたりなどして、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(3) 貸倒引当金の特例の検証状況

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証状況

繰入率特例については、政策評価法等において、政策評価の義務付け対象とはなっていないため、5省庁は事前評価及び事後評価を行っていない。

一方、割増特例については、5省庁全てが政策評価法等に基づく検証を行っていた。前記のとおり、租特ガイドラインによれば、特別措置による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。5省庁が作成した事前評価書等をみると、図表30のとおり、効果の測定に用いられた指標は、融資先への貸出残高や中小企業の資金繰りDI等^(注16)となっており、割増特例が割増特例対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。なお、5省庁が実施した割増特例に係る政策評価は、総務省行政評価局の「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」においても、特別措置による効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く直接的な効果が把握されていないなどとされていた。

(注16) 資金繰りDI 「DI」は「Diffusion Index」の略。前期に比べて資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いた数値

図表30 5省庁による事前評価又は事後評価の測定方法等

省庁名	政策評価の対象法人	目的	効果の測定方法
金融庁	信用金庫等及び信用組合等	信用金庫等及び信用組合等の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図ることなど	中小企業向けの貸出残高の推移を把握
厚生労働省	消費生活協同組合等	消費生活協同組合等の財務基盤の充実を図ること	経常剰余金を総事業費で除して算出した経常剰余率の推移を把握
農林水産省	農業協同組合等	農業協同組合等の財務基盤を高めることにより貸付けに係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図ること	農業者向けの貸出残高の推移を把握
	漁業協同組合等	漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を図ること	繰越欠損金の総額の推移を把握
	森林組合等	森林組合等の経営の健全化・基盤強化を図ること	森林組合における中核組合の割合の推移を把握
経済産業省	中小企業等協同組合	中小企業等協同組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の経営基盤の強化を図ること	中小企業の資金繰りD Iの推移を把握
国土交通省	中小企業等協同組合	中小企業等協同組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の経営基盤の強化を図ること	中小企業の資金繰りD Iの推移を把握

イ 税制改正要望の際の検証状況

繰入率特例については、税制改正の要望を行っていないため、5省庁は要望の際の検証を行っていなかった。一方、財務省は、貸倒損失発生率を把握していた。

割増特例については、5省庁は1年から3年ごとに期限の延長の要望書を提出しており、税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、要望書の内容をみると、割増特例の目的は割増特例対象法人における財務基盤の強化であるとしているにもかかわらず、割増特例の適用による効果としては、地域金融システムの安定化に寄与していること、融資余力が生まれること、地域経済への悪影響を回避することなどとしており、割増特例により割増特例対象法人における財務基盤の強化が図られているかについての分析は行われていなかった。また、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていなかった。一方、財務省は、5省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、割増特例の効果の検証等を行っていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

会計検査院は、特別措置が「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置

として設けられていることや、30年以上にわたって法定繰入率の見直しが行われていないことなどを踏まえて、有効性等の観点から、①繰入率特例における繰入限度額は、貸倒実績率等をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとなっているか、②期末一括評価債権額の算出は合理的なものとなっているか、③割増特例は、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているか、④関係省庁及び財務省における貸倒引当金の特例の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 繰入率特例の適用状況等

(ア) 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

会社標本調査の対象となった内国普通法人における事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っていた。そして、5省庁において、法定繰入率と貸倒実績率とのかい離の状況等を把握しているか確認したところ、金融庁及び農林水産省は、それぞれの所管している法人からアンケートを徴するなどして、かい離の状況等を把握していた。一方、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、それぞれの所管している法人におけるかい離の状況等を把握していなかった。かい離の状況等を把握していた農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料により、農業協同組合等537法人の27終了事業年度における繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計133億余円となった。さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料等によれば、金融庁は信用金庫及び信用組合に係る法人税等の減収額を約285億円（うち法人税の減収額は約199億円）と推計していた。

このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる（16～19ページ参照）。

(イ) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

56税務署における消費税等の課税事業者で所得がある1,494法人について、消費税等の課税事業者において損失とはならない仮受消費税相当額に係る貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額は、計10億4100万余円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計2億4668万余円となっていた。

このように、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される（19～21ページ参照）。

(ア)及び(イ)のとおり、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があること、期末一括評価債権額に損失とならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる（21、22ページ参照）。

イ 割増特例の適用状況

e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増適用減税額は計18億1472万余円となっていた。一方、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっていたりなどして、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる（22～31ページ参照）。

ウ 貸倒引当金の特例の検証状況

繰入率特例については、政策評価法等において、政策評価の義務付け対象とはなっていないため、5省庁は事前評価及び事後評価を行っていない。また、5省庁は税制改正の要望を行っていないため、要望の際の検証を行っていない。

一方、割増特例については、5省庁は政策評価法等に基づく検証を行っており、また、1年から3年ごとに税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、政策評価の内容をみると、効果の測定に用いられた指標は、融資先への貸出残高や中小企業の資金繰りD I等となっており、割増特例が割増特例対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。また、5省庁は、税制改正要望の際に、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていない（31、32ページ参照）。

(2) 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきである

とされている。

貸倒引当金の特例について、繰入率特例に係る適用実態調査が実施されていないため適用実績の把握が困難な場合もあるものの、繰入率特例においては、繰入限度額が合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあること、割増特例においては、その対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあることを踏まえ、5省庁は、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの観点により検証を行い、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においても、貸倒引当金の特例について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

会計検査院としては、今後とも貸倒引当金の特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

別表目次

別表 「検査の対象及び方法」で記述した法人数	37
------------------------	----

別表 「検査の対象及び方法」で記述した法人数

(単位：法人)

法人の種類	業態	①会社標本調査の対象のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等した法人	②農林水産省から提出を受けた資料において、繰入率特例を適用している農業協同組合等	③56税務署において繰入率特例を適用している法人のうち100万円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業	④協同組織金融機関	
						④のうち割増適用金融機関
検査の対象計		延べ 2,048,944	701	1,618	1,264	1,084
中小企業	—	○	—	1,618	—	—
公益法人等	—	—	—	—	—	—
協同組合等	計	—	701	—	1,264	1,084
	信用金庫等	—	—	—	266	169
	信用組合等	—	—	—	154	114
	労働金庫等	—	—	—	14	0
	農業協同組合等	—	700	—	718	706
	漁業協同組合等	—	—	—	111	95
	農林中央金庫	—	1	—	1	0
	森林組合等	—	—	—	—	—
	消費生活協同組合等	—	—	—	—	—
	中小企業等協同組合	—	—	—	—	—
	その他の協同組合	—	—	—	—	—
銀行等	—	○	—	—	—	—
(大企業)	—	○	—	—	—	—

(注) 「○」は会社標本調査の対象となるものを指す。

(単位：法人)

法人の種類	業態	⑤e-Taxデータにおいて、貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している割増特例対象法人	⑤のうち協同組織金融機関	⑥⑤のうち割増適用法人	
					⑥のうち割増適用金融機関
検査の対象計		1,494	325	1,285	277
中小企業	—	—	—	—	—
公益法人等	—	3	—	2	—
協同組合等	計	1,491	325	1,283	277
	信用金庫等	98	98	73	73
	信用組合等	48	48	37	37
	労働金庫	4	4	0	0
	農業協同組合等	210	139	195	135
	漁業協同組合等	233	36	202	32
	農林中央金庫	—	—	—	—
	森林組合等	201	—	181	—
	消費生活協同組合等	219	—	193	—
	中小企業等協同組合	454	—	380	—
	その他の協同組合	24	—	22	—
銀行等	—	—	—	—	—
(大企業)	—	—	—	—	—